

お知らせ

農業者年金に加入しよう

農業委員会事務局

☎965-5608

【対象者】60歳未満の国民年金第1号被保険者で年間60日以上農業に従事する方（農地を持たない農業者や家族従事者も可）

【保険料】月額2万円から最高6万7千円。千円単位で設定自由、変更も可能（認定農業者等の要件を満たしている場合国庫補助あり）

【農業者年金の特典】①支払った保険料は全額社会保険控除の対象（通常の個人年金の場合は控除額の上限は5万円）

うるま市民無料相談所の開設

◆市民無料法律相談

うるま市顧問弁護士：ゆあ法律事務所 宮國英男弁護士

【とき】毎月第2木曜日 午後2時～午後4時

【ところ】石川庁舎（1階市民相談室）

【受付】市民ロビー 午後1時受付開始

【とき】毎月第4木曜日 午後2時～午後4時

【ところ】本庁（1階市民相談室）

【受付】2階市民生活課 午後1時受付開始

※先着8名

午後1時から受付カードを配布しますが、各相談所とも先着8名までとなっておりますので、お早めにご来庁ください。窓口が大変込み合い相談を受けることが出来ない場合がありますので予めご了承ください。

◆「第59回人権週間」特設人権相談所

国連で世界人権宣言が採択された12月10日は「人権デー」です。法務省と全国人権擁護委員連合会では、「人権デー」を最終日とする1週間を人権週間と定めています。お気軽にご相談下さい。

【とき】12月6日（木） 午前10時～午後4時

【ところ】本庁（具志川）3階第一会議室

石川庁舎1階市民相談室

勝連庁舎1階社協ボランティア室

与那城庁舎3階第3会議室

また、那覇地方裁判所沖縄支局でも、次のとおり電話等で相談を受付しています。

※平日午前8時30分～午後5時15分

◎常設人権相談 ☎937-3278

◆行政相談所

【とき】12月6日（木） 午前10時～午後4時

【ところ】与那城庁舎3階第3会議室

◆消費者相談

【とき】毎週水曜日 午前10時～午後4時

【ところ】市役所本庁1階市民相談室

【人権相談】

近隣のトラブル、家庭内のもめごと、いじめ、体罰など人権問題でお困りの方。

【行政相談】

国の行政や特殊法人についての苦情や意見・要望を受け付けます。

【消費者相談】

マルチ商法やSF商法（沖縄では「ハイハイ学校」）などの悪質商法、架空請求や金融問題（多重債務）等に対するトラブル等について消費生活専門員が対応します。市民の皆さん一人で悩まず相談してください。

※相談は無料で秘密は固く守られます。お気軽にご相談ください。

連絡先：市民生活課 ☎973-5487

農家（農業従事者）の皆さまへ

農業委員会事務局

☎965-5608

選挙管理委員会事務局

☎973-4332

農業委員の選挙権を有する者は、毎年選挙人名簿に登録されなければ原則とし

てその権利を行使できませんので、次のとおり登録申請の手続きを行ってください。

【選挙権】次の要件をすべて満たす者

●うるま市に住所を有する者

●年齢が満20歳以上の者

●10アール（約300坪）以上の農地に
ついて耕作の業務を営む者（同居の親族または配偶者で年間60日以上農業に従事する者を含む。）

【申請手続】申請書に必要事項を記入の上、平成20年1月4日～1月10日までに農業委員会または選挙管理委員会へ提出してください。申請用紙は、各自治会事務所、農業委員会及び選挙管理委員会に準備してあります。

企画課

☎973-5005

生活者参加型ポータルサイト

『まいにちちゅうぶ』設立のお知らせ。

中部広域市町村圏の情報を市民が相互に活用できる仕組みを構築し、情報発信源となる「生活者参加型ポータルサイト『まいにちちゅうぶ』」が開設されましたので御活用ください。

<http://maichu.jp/>



平成19年年末・年始の交通安全県民運動が始まります！

市民生活課 ☎973-5487

平成19年年末・年始の交通安全県民運動が12月21日（金）から1月4日（金）までの15日間実施されます。

※みんなで交通マナーを守り、交通事故を防止しましょう！！

うるま市交通安全推進協議会